

# 坂本中学校と久慈中学校の統合校名が選定されました

坂本中学校と久慈中学校の統合校を令和7年4月に開校することを目指し、坂本中学校・久慈中学校統合準備委員会では、令和4年10月の発足以来、約1年4か月の間に13回の会議を開催し、統合校の名前などを中心に協議を進めてきました。この度、選定した学校名や選定経過について、統合準備委員会委員長から教育長に報告されましたのでお知らせします。\*選定された統合校の名称は市議会における学校設置条例の議決により正式に決定されます。

## 選定した統合校の校名

しょうふう  
日立市立**松風**中学校

## 応募者の思いや理由など

- 両校の校歌に松や風がうたわれている
- 松は「永遠」の象徴であり、日本伝統古来の縁起物である
- 災害から「守ってくれる」存在のため など

問合せ 学校再編課 ☎ 内線 645 FAX 21-7740

## 選定経過

- 令和5年度に統合校の名前の募集を行い、478件、196の学校名案の応募をいただきました。
- 統合準備委員会総務部会において、応募された学校名に対する思いや理由を確認し、10案を候補としました。
- 統合準備委員会委員の投票によって、3案を最終候補としました。
- 統合準備委員会においてさらに検討を重ね、再度の投票により過半数の支持を得た「日立市立松風中学校」を統合準備委員会の総意として最終選定しました。

\*詳しくは市教育委員会HPか、各交流センターなどにある「統合準備委員会だより」をご覧ください。



## 新型コロナウイルス関連情報

2月26日までの情報で作成しています。  
最新の情報は、市HPなどで随時お知らせします。



### 「新型コロナに感染したかも」と思ったら

- ▶国が承認した検査キット（体外診断用医薬品と表示されたもの）を使いご自身で検査しましょう。
- ▶検査で陽性の場合
  - 無症状や症状が軽い方は、自宅で療養してください。
  - 重症化リスクが高い方（高齢者、基礎疾患を有する方など）や症状が重いなど受診を希望される方は、あらかじめ医療機関へ電話でご相談ください。

### 体調不良などで受診するか迷ったときの相談先

- ▶日立保健所  
☎ 22-4188（平日）午前8時30分～午後5時15分
- ▶日立市保健センター（健康づくり推進課）  
☎ 21-3300 FAX 27-2112  
（平日）午前8時30分～午後5時15分
- ▶ひたち健康ダイヤル24  
☎ 0120-12-86-24（24時間年中無休）
- ▶救急電話相談  
☎ #7119（おとな救急電話相談）\*24時間年中無休
- ☎ #8000（子ども救急電話相談）\*24時間年中無休
- ▶日立市消防本部・消防医療情報問合せ  
☎ 22-4199（24時間年中無休）

### 新型コロナで受診する際の公費負担が廃止されます

4月から、治療薬や入院治療費の公費負担がなくなり、一人ひとりの保険診療の負担割合に応じて1～3割を負担することになります。



ワクチン接種ひたちコールセンターは、3月31日(日)で終了します。

ワクチン接種について、4月1日(月)以降は、日立市保健センターへお問い合わせください。

## 路線バス・タクシー事業者の方へ

# 運転手確保のための取組を支援します

詳しくは市 HP を  
ご覧ください



深刻化する路線バス・タクシーの運転手不足への対策として、運転手確保のための取組を行う市内公共交通事業者  
に支援金や補助金を交付します。

**対象** 市に運行区域を有する路線バス事業者、市に営業区域を有するタクシー事業者

### ①運転手確保支援金

新たに正社員として入社後、6か月以上運転手として市内に勤務した方に就労支援金を支給する事業者に対し、支援金を交付します。

**支援金額** 運転手1人につき **30万円**

- \* 運転手は令和5年12月27日から令和6年8月1日までの間に正規雇用した方に限ります。
- \* 雇用開始日前1年以内に運転手として市内で勤務していた方を除きます。

### ②運転手募集宣伝広告費補助金

運転手採用のための宣伝広告を行う公共交通事業者に対し、費用を補助します。

**補助割合** 広告費用の2分の1 (**上限20万円**)

- \* 宣伝広告は、令和5年12月27日から令和7年2月1日までの間に実施し、支払を完了したものに限ります。
- \* 市外の営業所の宣伝を合わせて実施する場合の補助割合については、問い合わせください。

**問合せ** 都市政策課 ☎ 内線 223 FAX 21-7750

## 物価高騰でお困りの方へ

# 給付金を支給します

詳しくは市 HP を  
ご覧ください



物価高騰に直面し、家計への影響が特に大きい世帯などに対して給付金を給付します。

### ①住民税均等割のみ課税世帯への給付金

**対象** 令和5年12月1日時点で日立市に住民登録があり、令和5年度住民税の所得割が課されていない方のみで構成されている世帯

- \* 住民税均等割が非課税になった方のみで構成されている世帯は除きます。
- \* 他の親族などの扶養を受けている世帯や、他市町村で同内容の給付金を受けている世帯など、一部対象外となる世帯があります。

**給付額** 1世帯につき **10万円**

**申請方法** 3月中旬に対象世帯に送る確認書など  
をご覧ください。

### ②低所得の子育て世帯への加算給付金

**対象** 令和5年12月1日時点で日立市に住民登録があり、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる次のいずれかの世帯

- 令和5年度住民税非課税世帯
- 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

**給付額** 児童1人につき **5万円**

**申請方法** 対象世帯に送る確認書など（発送時期は市 HP などでお知らせします）をご覧ください。  
\* 令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる世帯などは、別途申請が必要です。詳しくは、問い合わせるか、市 HP をご覧ください。

**問合せ** 物価高騰対応重点給付金コールセンター ☎ 050-3354-0180 FAX 33-5400